

札幌市身体障がい者福祉電話設置事業運営要綱

平成 27 年 6 月 16 日

障がい保健福祉担当局長決裁

(目的)

第 1 条 この事業は、難聴者又は外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し重度身体障がい者福祉電話（以下「福祉電話」という。）を予算の範囲内において貸与することにより、当該障がい者のコミュニケーション及び緊急連絡等の確保を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 福祉電話の貸与対象者は、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、次の各号すべてに該当する者とする（以下「被貸与者」という。）。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 現に電話を保有しない低所得世帯（原則として市町村民税又は所得税が非課税の世帯）に属する者
- (3) 難聴者又は外出困難な身体障がい者（原則として 2 級以上）
- (4) 満 18 歳以上の者
- (5) 福祉電話の使用が可能な者
- (6) 平成 19 年 3 月 31 日までに福祉電話の貸与の決定を受けており、当該決定後廃止されることなく引き続き貸与を受けている者
- (7) 身体障がい者福祉電話貸与契約書（様式 4）により市と契約を締結している者

(貸与期間)

第 3 条 福祉電話の貸与期間は、貸与を受けた日から 1 年とする。ただし、契約の更新を妨げないものとする。

(費用負担区分)

第 4 条 福祉電話の貸与に係る費用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 福祉電話の廃止に要する工事費は、市の負担とする。
- (2) 福祉電話の維持及び使用に要する経費（基本料金、通話料、各種サービス料及び移転にかかる工事費等）は、被貸与者の負担とする。

(管理業務)

第 5 条 被貸与者は、善良なる管理者の注意をもって福祉電話の維持管理に努めなければならない。

2 被貸与者は、福祉電話を貸与の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(原状回復義務)

第6条 被貸与者は、自己の責に帰すべき事由により福祉電話を滅失し、又は棄損したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(届出義務)

第7条 被貸与者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、直ちに札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱（以下「共通様式要綱」という。）に定める様式6により所轄の保健福祉部長に届け出なければならない。

(福祉電話の廃止等)

第8条 保健福祉部長は、被貸与者が次の各号の一に該当するにいたった場合は、契約期間の満了前であっても、福祉電話の貸与を廃止する。

- (1) 被貸与者が死亡したとき
- (2) 虚偽の申請によって福祉電話の貸与を受けたとき
- (3) 障害者支援施設、老人ホーム等へ入所したとき
- (4) 第2条第1項各号の一に該当しなくなったとき
- (5) 第4条第1項第2号に規定する経費の支払いを3か月以上怠ったとき

2 保健福祉部長は、第1項により福祉電話の貸与を廃止したときは共通様式要綱に定める様式10を被貸与者に交付するものとする。

(福祉電話の活用)

第9条 保健福祉部長は、身体障害者相談員及び民生委員等の協力を得て、この事業の目的が達成されるよう次の各号に定める福祉電話の活用に努めるものとする。

- (1) 電話による各種の相談及び助言
- (2) その他必要と認められるサービス

(帳簿の整備)

第10条 保健福祉部長は、福祉電話の貸与状況を明らかにするため、身体障害者福祉電話貸与台帳（様式7）を整備するものとする。

(実施細目)

第11条 この要綱に定めるほか、実施について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年3月8日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年11月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 要綱第3条第1項中の「申請書」の様式は、共通様式要綱に定める様式1とする。
- 3 この要綱に定める様式2、様式3、様式5及び様式6は、共通様式要綱に定める様式8、様式11、様式6及び様式9をもって代えることができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成23年4月10日までの福祉電話の貸与に係る費用は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年6月16日から実施する。